

## 仮訳

### 安全で強靱かつ持続可能なグローバル接続性のための海底ケーブルに関する

#### 総務省と欧州連合を代表する欧州委員会との間の協力覚書

## I 背景

1. 2022年5月12日の日EU定期首脳協議において、日 EU デジタルパートナーシップが立ち上げられた。このデジタルパートナーシップは、国民及び企業の予見可能性及び法的確実性を確保し、国境を越えるデジタル取引を行う消費者のための安全なオンライン環境を促進し、企業への不当な障壁を除去し、オンライン及びオフラインの活動間の差別を防止することを目的として、技術の設計、開発、管理及び使用が民主的価値及び普遍的な人権の尊重に基づくデジタル経済及び社会の前向きなビジョンに対する日本とEUの共通のコミットメントに基づいている。
2. 日 EU デジタルパートナーシップには、「双方は、日EU間の連結性インフラの水準における現在及び将来の機会についてのマッピングを行うこと、並びに海底ケーブルの停止に関する報告に関するシステムの必要性や設計について評価を行うことをさらに探求し得る。」と書かれている。
3. 日 EU デジタルパートナーシップには、「双方は、日EU連結性パートナーシップの傘の下で、第三国における安全で信頼できるデジタル連結性の展開を促進する意向を有する。」と書かれている。
4. 2023年4月に群馬県高崎市で開催されたG7 デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言において、安全で強靱なネットワークインフラの構築に向けたG7アクションプランの概要が示された。このアクションプランの中で、G7 各国は、ネットワークの強靱性を強化するために、海洋横断海底ケーブルなどの国際通信インフラの安全なルートを確認することにより、データルートの多様性と冗長性を提供する信頼できる複層的なグローバル接続性の強化において、途上国や島嶼国を含む他の同志国と協力する意思を共有した。
5. 海底ケーブルは大陸間の通信の99%以上を担う重要な通信インフラである。より広域のレジリエンスのアプローチにおけるなくてはならない部分として、総務省と欧州委員会（以下、「両者」という。）は、日 EU デジタルパートナーシップ及び日 EU 連結性パートナーシップに沿って、大洋横断海底ケーブルに関する協力的行動に取り組む。

## II 協力の範囲

6. 両者は、新設される国際海底ケーブルについて、日 EU 間の通信の速度、品質及び安全性の向上、多様性の促進、安全で信頼できる国際通信ルートのグローバルな冗長性強化等に資する、安全で持続可能な接続性リンクを支援するための具体的な措置を必要に応じてとる。両者

はこれらの手段が日 EU 及びそれらを超える範囲において、信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) の向上に資することを認識する。

7. 両者は、日 EU を接続する北極圏を経由するルートが、日 EU 間ひいてはヨーロッパとアジアの間の通信遅延の低減及びデータ流通を活性化させる可能性を認識する。両者は、このルートが研究ネットワークの質を向上させる意味があることも認識する。北極圏を経由するルートは、より広範な欧州及びアジア、そして大西洋、太平洋へと広がる潜在性を持つ。両者は、これらのプロジェクトに大きな関心を有する他の同志国及び企業的意思、それらを実現するための様々な選択肢、さらに、接続性リンクのセキュリティを確保するという要件とともに、事業者や陸揚げ地等に関する様々な可能性を考慮しつつ、北極海の接続性を向上させるための協力行動を促進する意図を有する。このルートが、信頼できる供給者によって提供されることは、こうした安全な接続性を成し遂げるために不可欠な側面の一つである。
8. 両者は、既存の及び将来の海底ケーブルの接続を防護することの重要性に鑑み、海底ケーブルの停止を感知し報告するシステムに関して共同して行動することを追求する意図を有する。
9. 両者は、関係する機関と協力し、適切な技術を用いて、災害の兆候、気候変動、環境のモニタリングにおいて海底ケーブルの利活用を促進する可能性を探る。

### Ⅲ 具体的な共同支援行動

10. 両者は、この協力覚書の目的達成の助けとするための共同及び個別の支援活動を必要に応じて検討する。これには、啓発活動、(リソースに応じた)財政支援、需要の集約、必要に応じた関連する行政手続きの円滑化などが含まれる。
11. 両者は、信頼できる供給者及び潜在的な顧客の参入を奨励するため、機会に関する意識を高めることにより、連結性プロジェクトを確実なものにすることにおいて協力する。両者は、このことが G7 アクションプランに沿った、国際的な連結性とデータ流通のためのポジティブな環境を作り出すために有益でありうることを認識する。
12. 両者は、それぞれの枠組みに沿って、必要に応じて財政的支援を提供する機会を探求する。両者は、それぞれの金融機関の間に共通の枠組みがある場合、政府機関やその他の組織の関与を促しうる。
13. 両者は、安全な海底ケーブルに対する公共部門及び民間部門からの需要を集約するための取組を支援する。デジタルパートナーシップの枠組みや他の関連するプラットフォームを必要に応じて利用することで、政府サービス、研究コミュニティ、民間パートナーからの需要をより全般的に特定することができる。

14. 両者は、その能力の範囲内で、必要に応じて海底ケーブルの敷設に関連する行政手続きの円滑化に協力する。両者は、それぞれの経済的、社会的及び地政学的目的を考慮して、海底の接続性リンクの計画及び設計を促進するため協力する。

#### IV その他の事項

15. この協力覚書は、いずれの側に対しても国際法及び国内法における法的義務又は権利を創出するものではなく、自発的な協力に基づくものである。既存の協力枠組みを実施し活用することを目的とするものであり、それらに代わるものではなく、また、どちらの側にも財政上の影響は与えない。
16. この協力覚書は、この文書の目的が達成されたことを両者が確認するまで、又は一方がこの手段への参加を中止するまで継続することができる。